

令別表第一※ 用途判定例について

※1 令別表第一

(16)項…複合用途防火対象物

(3)項…料理店、飲食店、食堂、レストラン、喫茶店、スナック、居酒屋等

住宅	(3)項 (50 m ² 以下)	<p>一般住宅</p> <p>住宅 > (3)項用途部分 (3)項用途部分 ≤ 50 m² (以上のすべてを満たす場合)</p>
住宅	(3)項	<p>[(3)項]単体用途防火対象物</p> <p>住宅 < (3)項用途部分</p>
主たる用途 (90%以上)	独立した 用途 (300 m ² 未満)	<p>単体用途防火対象物</p> <p>主たる用途部分 ≥ 延面積 × 0.9 独立した用途部分 < 300 m² 独立した用途部分に(2)項ニ・(5)項 一・(6)項イ(1)(2)(3)・(6)項ハで入居 宿泊させる部分が存しない (以上のすべてを満たす場合)</p>
住宅	(3)項 (50 m ² 超)	<p>[(3)項を含む複合用途防火対象物[(16)項]]</p> <p>住宅 > (3)項用途部分 (3)項用途部分 > 50 m² (以上のすべてを満たす場合)</p>
住宅	≧ (3)項 (50 m ² 超)	<p>[(3)項を含む複合用途防火対象物[(16)項]]</p> <p>住宅 ≧ (3)項用途部分</p>
主たる用途 (90%未満)	独立した 用途 (300 m ² 以上)	<p>複合用途防火対象物[(16)項]</p> <p>主たる用途部分 < 延面積 × 0.9</p> <hr/> <p>独立した用途部分 ≥ 300 m²</p>

※一般住宅に該当せず、(3)項又は(3)項を含む(16)項と判定された場合は、(3)項部分への消火器設置義務について判定する必要がある。